平成２２年（フ）第５５３号
静岡県焼津市吉永1259番地の23　ナウ宮島306号
債務者　川村　久恵
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８号
静岡県焼津市飯淵1205―１　レオパレスＪＡＤＥ大井川202号室、住民票上の住所静岡県焼津市小川６丁目18番地の16
債務者　近藤　太一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２２号
静岡市清水区千歳町７番３―506号
債務者　加納　潤一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９２号
静岡市清水区折戸５丁目５番14号　シティハイツダジュール102号、旧住所愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目２番地１　押草団地407棟401号
債務者　桑原　一雄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８４号
静岡市清水区和田島791番地の１
債務者　大岡　正和
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２７号
静岡県焼津市大覚寺71番地の１　リーベ焼津305
債務者　中野佐樹子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３０号
静岡市駿河区北丸子２丁目29番７号　マウントテラス202号
債務者　西村　仁
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９号
北海道河西郡芽室町東７条１丁目１番地２
債務者　藤田　和夫
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
北海道帯広市西８条南28丁目１番地　リベール828―208号
債務者　佐藤　敏雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
静岡市清水区迎山町14番17号
債務者　タイ　マリラ　フルメンテーラ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７５号
静岡県焼津市東小川５丁目２番20号　コンシェールみゆき201号
債務者　井上　清子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８６号
静岡県島田市旭２丁目５番１号　旭ハイツ102号室、旧住所静岡県島田市高砂町6918番地の５
債務者　小椋　　渚
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３８号
静岡市葵区瀬名３丁目16番69号　アムール市川201号、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目18番58号　フレグランスＯ　101号
債務者　笠井ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第６６４号
群馬県伊勢崎市堀口町859番地
破産者　持田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１８号
名古屋市名東区社台２丁目184番地
破産者　糸扇こと　日置　義雄
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部